

総務区民委員会会議録

1 開会年月日

令和8年3月31日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（9名）

委員長	白石 英行
副委員長	金子 てるよし
理事	宮野 ゆみこ
理事	田中 香澄
理事	名取 顕一
理事	浅田 保雄
理事	海津 敦子
理事	山本 一仁
委員	吉村 美紀

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村 やすとし
副議長	高山 泰三

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	副区長
丹羽 恵玲奈	教育長
新名 幸男	企画政策部長
竹田 弘一	総務部長
川崎 慎一郎	企画課長
菊池 日彦	政策研究担当課長

進 憲 司 財政課長
横 山 尚 人 広報戦略課長
畑 中 貴 史 総務課長
増 田 密佳子 税務課長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一
議事調査主査 小松崎 哲 生
議事調査主査 菅 波 節 子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

1) 議案第102号 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例

(2) その他

午後 2時05分 開会

○白石委員長 それでは、総務区民委員会を開会いたします。

委員の出席状況ですが、全員御出席です。

理事者におかれましても、関係理事者について御出席をいただいております。

○白石委員長 理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 本日の委員会運営については、付託議案審査1件、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会という流れで、本日の委員会を運営してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、付託議案審査1件。

議案第102号、文京区特別区税条例等の一部を改正する条例の提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました、議案第102号、文京区特別区税条例等の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集データ5ページ及び総務区民委員会資料の第1号を御覧ください。

このたびの改正は、地方税法等の一部改正に伴い、規定を整備するものでございます。

総務区民委員会資料1ページ、項番2の改正内容を御覧ください。

まず、(1)のアは、令和8年3月31日をもって軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴い、軽自動車税の環境性能割の規定を整備するものでございます。

次に、イについては、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、現行の軽自動車税の種別割を軽自動車税とするものでございます。

次に、ウにつきましては、軽自動車税のグリーン化特例につきまして、適用期間の終了に伴い、規定を削除するものでございます。

最後に、(2)は、平成26年6月に御議決いただきました、文京区特別区税条例等の一部を改正する条例について、現行の軽自動車税の種別割を軽自動車税とするものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

御説明は以上でございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑のある方、挙手をお願いいたします。

海津委員。

○海津委員 今回の条例は、法改正ということなんですけど、参議院は、本会議は本日17時からなんですよね。つまり、今回の条例改正は、国会でまだ成立していない法律を前提としていることになります。法律が制定していない段階で条例を議決することについて、区として、どのように適法性、正当性を整理しているのか、御説明いただきたいと思います。お願いします。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今、御指摘ありましたとおり、現在、参議院で本日5時で本会議可決予定となっております。私ども文京区といたしましても、事前にそのような状況のほうは把握をしております。国・東京都を經由して、状況等々を整理しているところです。

今般の本日の条例改正の御審議に当たりましては、ぎりぎりまで国の動向を見ているところでございます。現時点、朝の10時から開会されました参議院の総務委員会で、全会派一致

により、地方税法のこちら改正のほうが可決をされていると、可決すべきものと決定されているところから、本日の17時、本会議においても可決されるものと私どものほうは想定をしております。

同様の理由として、同じく、通年議会であります墨田区議会におきましても、先ほど本会議において条例のほうが可決をされております。

私ども文京区といたしましては、通年議会であること、本来であれば緊急性が高いので専決というような手段もございしますが、先ほど申し上げました通年議会というところで、一定御審議をいただきたく、本日この場で御審議をいただいているものと整理させていただいております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 今回の税制改正でお伺いしたいのは、文京区としての影響額ですよね。実際に、様々、ちょっと額違うと思うんですが、例えば300万円の車だったら、5万円か6万円か、それぐらいの額がこの制度によってあったと思うんですけども、文京区がこれを廃止することによって、どのような影響があるのかって、ちょっとまずそこをお願いいたします。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 こちらの今回の環境性能割の廃止に伴いましての影響額でございますが、一般の予算委員会のほうでも御説明を申し上げております。その予算委員会では、まだ法案可決されておりませんでしたので、予算書のほうにも計上させていただいております。令和8年度において約500万円ほど、環境性能割において区税収入があるというような形で見込んでおります。逆に、その分が、文京区民の皆様から自動車を御購入される時に頂くものというような形で考えております。これが今回の廃止によってなくなるというような見込みでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 今回、これ私が所属している政党ではありませんけれども、国民民主党の要求によってこれが実現したというような話もありますけれども、それはそれとしても、物価高騰の中で一定の区民の生活を改善する意味で、意味があるというふうに思います。

ただ、これをなくすことによって、一方で、二重課税じゃないかという御批判があったのも確かですけども、これをなくすことによって、ほかの燃費の、ガソリン車であるとか、従来の車、つまり脱炭素社会に向けての逆行になるのでないかという意見もあるというふうに報道等ではあるんですけども、区民の皆さんにこういう制度、区民生活を一定改善され

るにしても、脱炭素社会に向けてということであれば、文京区はもっと内容をしっかりした意識啓発というのを同時にしなければならぬというふうに思うんですが、併せて必要だと思うんですが、この点についてはどのような御意見をお持ちでしょうか。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今回、環境性能割で、今、いただきました御質問で、環境によろしくないんじゃないかというような御意見かと思いますが、その辺の区民の方への御周知啓発につきましては、関係所管のほうに今回の税制のほうを適宜情報提供させていただいて、区全体として今後どうしていくのか、どのような啓発ができるのかというところは、情報として共有をしていきたいと考えております。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 私が議員になって、約19年前ですけれども、その頃って、この22階とか24階から富士山がほぼ見えなかったんですよ。見えていたのは、年末年始の晴れた頃は、富士山が見えるんだけど、ところが今は、晴れていたらほぼ見えるんですよ。これは、科学的にも言われている一番大きい理由は、自動車の排気ガスですよ。これが大きく改善されたということが理由なんです。これ私は好きじゃないけど、石原都政が果たした役割は大きいと思いますけれども、併せて、今回のこういう制度があった中においても、ぜひ、私は、脱炭素、つまり二酸化炭素をなくし、空気、人に住む環境をきちっと守っていくという、これを併せてぜひ啓発をお願いしたいということを申し添えて、質問は終わりにいたします。

○白石委員長 ありがとうございます。

田中香澄委員。

○田中（香）委員 区民に与える影響のことで、1点だけ御質問させていただきたいんですが、4月1日、明日から、今回これが可決されれば変わっていくというところでございます。納税通知書にも、こういった記載の変更などされるというふうに思うわけなんです、そのあたりと、次、通知書が届くあたりのスケジュール的なこと、お分かりになれば教えていただきたいというふうに思います。

種別割という名前がなくなるというのは、環境性能割と区別をして種別割というふうに読んでいたというところで、なくなったんだから、それもなくなしましょうということで、本来の軽自動車税というシンプルな名前、そういうふうな整理をされるということで、歓迎されるというふうに思っております。そのあたりを1点だけ確認をさせていただきたいと思いません。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今回の税制改正において、国から早い段階で環境性能割の廃止というものは伝えられているところをごさいますて、私ども文京区としても、滞りなく準備を進めていたところをごさいます。

今回、4月1日時点で、自動車を持っていらっしゃる方について、令和8年度の自動車税を賦課をさせていただくというところをごさいます。一応スケジュール的なものとしては、5月11日を目途に、軽自動車税の納付の通知書をお送りさせていただくというものになります。その中に、軽自動車税のしおりというものを例年入れておるんですが、その中には「種別割」という文言がございました。今回、なくなりますので、そちらの文言の修正への急遽対応をして、滞りなく5月11日納付書送付の際には、お届けできるように準備を進めているところをごさいます。

（「はい、ありがとうございます」と言う人あり）

○白石委員長 よろしいでしょうか。

では、金子副委員長。

○金子副委員長 私も、先ほどの提案説明のことに関わって、ちょっと1点確認したいんです。

先ほど海津委員の質疑の中で、今回の条例提案の根拠になっている地方税法の改正は、今日の夕方5時から開かれる本会議で可決の見通しだという見通しについて御報告って、御答弁があったので、それは分かりましたということなんですが、ということになりますと、この提案理由というのは、地方税法等の一部改正に伴いということをもう少しきちんと正確にしておく必要があるじゃないかと。先ほどの本会議でも同様だと思うんですけども、朝の議運のときはまだいいかなと思うんだけど、例えば、一部改正見込みに伴いとか、一部改正見込みで、それはもう確実なのでとかいうことではいけなくて、ちょっと厳密に言うといけなくて、これは今後検討していただきたいと思うんだけど、いかがですかということ。

なぜこれを聞くかということ、影響額が当初予算で500万円ほどということで、私も予算委員をやらせていただきましたけれども、あの質疑の中であった、ですかね、地方特例交付金で財源については国の責任で措置されますということだと思っすね。そうすると、地方自治体の立場からいけば、この財源については、制度的には地方特例交付金の趣旨というのは、国の税制改正にときに国が財源を見ますよということなので、当然、地方特例交付金で出てくるんだろうと思うんだけど、区として確かめなければいけないのは、税法の審議

の推移とともに、ではこの地方特例交付金はちゃんと予算の中に入っているのかとか、それから今、報道されている暫定予算なのか、本予算なのか、どちらかとか、そういうことについても確かめて、今の国会の審議進捗の報告と併せてそういう御説明があつて、それで初めて一部改正に伴いという説明が完結するのではないかというふうに思いますけれども、その辺の調べはどのようになっているんですか。

○白石委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 すみません、では、私が提案説明申し上げたので、私のほうから答えさせていただきます。

今回、副委員長がおっしゃっていることについては、そのとおりでございまして、ただ、我々が実際にこの作業を進めている段階では、この辺の国会の日程についても不透明なところがありまして、我々の思いとしては、この委員会が開かれているまでの間に法改正が可決成立しているのではないかという見通しでやっていたところでございます。ただ、そういった御指摘を受けましたので、今後のこういった提案説明のタイミング等を見計らいまして適切に対応できるよう、今後とも研究してまいりたいと存じます。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 こちらの予算関係になりますけれども、同じ総務委員会のほうで、地方交付税等の一部を改正する法律案についても、同じタイミングで全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定されているというところは、朝の段階で同時に確認をさせていただいているところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 あれは地方財政計画の交付税措置の法案というか、計画というか、ですよ。だから、文京区は不交付団体だから、地方特例交付金というのはどっちに入っている、本予算の中に入っているんでしょう。その辺を確かめたのかどうかということ先ほど聞いたんですけども、地方財政計画の地方交付税措置の中から地方特例交付金というのは出てくるんですか、23区の場合。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 詳細のところまではお調べできておりませんが、同じタイミングで種々国において法案が順次各種委員会で可決をされている状況がございますというところで申し上げているところでございます。予算の詳細については、確認ができておりません。

○白石委員長 進財政課長。

○進財政課長 ちょっと補足になりますけれども、令和8年1月21日に総務省の自治税務局より通知がございまして、その中で、国のほうが、具体的には自動車税、軽自動車税の減収補填特例交付金を創設すると。そういった中で、先ほど副委員長が申し上げていただいたとおり、地方特例交付金で全額、減収分が補填されるというような仕組みになっております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 では、予算措置については、これ僕は本予算の中で、地方特例交付金という科目があって出てくるんだと思っていた、23区の場合は特にね、地方交付税じゃなくてね。そういうのも併せて説明があって、この提案説明が成り立つということだと思います。

私も、スケジュール的に、このタイミングになっているのは致し方ないというふうに思っているんですよ。ほかの区に確認しましたら、専決処分で行っている区もあるやに聞いておりますので、きちっとこれは条例で決めて、税金に関わることですか、議決なくして課税なしということからいけば、文京区の、またこの区議会のやり方が妥当だというふうに思っております。ただ、提案説明のところについては、そういうことで確認をさせていただきました。

ちょっと中身のことですけれども、改正内容の環境性能割の廃止ということでもありますけれども、そもそも、先ほど浅田委員からも、東京の空の様子なんかのお話もあったように、もともとこれは環境負荷を与えるものに課税をして、財源を調達して、ある意味、環境負荷を与えるものについての消費を抑制する性格を持つ、そういう税制であります。政策課税というような言葉もあるそうですけれども、そういう側面を持っている税制なわけでもありますよね。

今回、国は、今、国で審議している最終段階ということですが、この環境性能割の廃止の趣旨というか、目的について、どのように説明をしているんですか。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 今回、環境性能割の廃止の説明なんですけれども、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化するために、令和7年度末をもって環境性能割を廃止という説明になっております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今、物価高騰だから、安くなる、今の説明の国が言っている説明の後段部分は、いろんな形で負担軽減するのはいいと思うんですけども、前半のほうは、環境性能割の

税金のもともとの政策目的からいくと、全然違う内容になっているわけですね。

そこで、確認したくなるわけですが、先ほど東京の空の様子がそういうふうになっているというお話がありましたけれども、結局、この環境性能割はそういうことで廃止をすると、ガソリン車がたくさん売れるようになって、買われるようになって、自動車の国内市場は活性化されるんだと思うんですよ。

そうすると、逆に、電気を使うような、二酸化炭素を排出しないような自動車の販売台数は減ると思うんですよ。これについても国は何というふうに言っているんですか、どれぐらい減るといふふうに、電気自動車がね、電気関係の自動車が減るといふふうに言っていますか。

それから、当然、それに伴って、二酸化炭素の排出量が、今度こっちは増えると思うんですね。どれぐらい増えるというふうに国は言っていますか。それはやっぱり今、ゼロカーボンというようなことを今、自治体も掲げるような時代になってきていて、目標を持ったりしているわけだけでも、その点については、国は何というふうに言っているんですか。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 国において、今回の国会審議の中で答弁されているところでございますが、まず2030年時点ですね、電気自動車が導入された場合は、6ポイント低下しますという話があります。また、自動車からのCO₂の排出量なんですけれども、こちらのほうは100万トンから130万トンが増加するんじゃないかという話でございます。そういったところで、国のほうは影響について国会のほうで答弁をしているものでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうしますと、例えば文京区は今、2030年までにCO₂の56%削減、2050年がゼロカーボンということで、これが国や文京区もいろんな自治体も掲げている目標だといふふうに思うんですけれども、国全体の税制の中で、こういう大気汚染もしくは環境負荷を低減していくというようなことを税制で政策的に誘導していくということを考えた場合に、自治体として国に、これはこういう方向じゃないんじゃないのかと言わなくちゃいけないんじゃないかと思うんですね。不合理な税制については、ふるさと納税とか消費税の精算基準の問題とか、区長会でも言っていておられますよね。

そうすると、この環境性能割の廃止ということについては、文京区としてどのように考えているんですか。端的に言うと、例えば2030年、56%CO₂削減というのに逆行するということ、もしくは50年にゼロということに逆行するのであれば、これは区として何か言わなく

てはいけないのではないですか、いかがですか。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 先ほど国の答弁の中で数値とかを申し上げたときに、国といたしましても、今、副委員長がおっしゃられた、その辺の効果のところなんですけれども、国としては、2035年までに新車販売で電動車100%にしますよというような政府目標、あと、2050年にカーボンニュートラル目標実現に資するよう、これらの状況に留意しながら、関係省庁としっかりしたデータに基づく議論を行いながら、今回、環境性能割を廃止することで、新たな自動車税の見直しを行っていきますというような答弁をしておりますので、税務課といたしましても、一旦国において、令和9年以降なされる自動車税の見直しの動向を見守っていきたいと税務課としては思っているところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それはよく言われることですが、例えば、「地方財政」という雑誌があるそうで、2025年の8月号というのがありまして、京都大学の諸富徹さんという先生が書いているんですけれども、日本自動車工業会は、環境性能割を廃止して、保有段階で、いわゆるこれまでの種別割のところ、環境性能割みたいな税目を置くことを求めていると、自動車業界はね。今回、自動車業界は、国内市場活性化ということで、かなり年末に与党への働きかけもあって、この環境性能割については2年間停止というような、一時年末そういう話だったのが、年開けたぐらいなのかな、年末ぎりぎりぐらいに廃止になった経過がありますよね。

例えば、この諸富先生は、いや、環境性能割というのは、これからの時代必要なんだと。取得段階での環境性能割を課すことの優位性ということの評価する立場だと。それは、消費者の選択に大きな影響を与えると同時に、この先生の言っていることは、地方自治体のいわゆる安定財源というか、応益制を有する地方自治体の税源としての優位性ということを言っているわけなんです。

そうすると、こういう国の税制についても、今回はですよ、一旦廃止するにしても、今後、電気自動車を増やしていくと、どんどん増えていくというようなことには、日本の市場では、国内市場ではなってないですよ、国際標準からいっても。むしろ立ち後れているわけですよ。そうすると、もともと2019年の10月から環境性能割を導入したときに、そういう政策目的を持ったことの趣旨は、私は正当だったというふうに思うんですよ。

だから、こういう税制改正については、自治体の側から、これを安定財源にするというの

はなかなかそういうことではないけれども、こういう政策誘導というのはやっぱり必要なんだというのをちゃんとと言わなきゃいけないんじゃないですか。というのは、東京は特に大気汚染の一つの全国的にも被害があるところで、今も裁判を含めて、メーカーの責任、また行政責任というのを追求する被害者の皆さんの運動というのはあるわけです。

そうしたときに、税制の面でこれどう捉えるのかといたら、環境性能割の廃止は、いささか今の時代にそぐわないんじゃないのかと、今回の改正の趣旨もちょっと違うんじゃないのかと、私は言わなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○白石委員長 増田税務課長。

○増田税務課長 先ほども申し上げましたとおり、現時点は環境性能割が令和8年度から廃止という状況で、令和9年度の税制改正では、その後の自動車税の車両重量に応じた課税方式等々を含めて、自動車税等の在り方を検討すると。そういったものも示されているところでございますので、現時点、全ての状況が整ってない中で、環境性能割が廃止になったというところだけで、ちょっと今、こちらのほうで文京区税務課としてどのような考えかというところは申し上げることはできません。

○白石委員長 いいですね。はい。

委員会運営については、議長の下、正副委員長と今後も調整させていただいて、説明いただけるように、私たちも努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案第102号の各会派の態度表明をお願ひいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 環境性能割の廃止については、予算審査特別委員会で我が会派の松平委員もいろいろと質問もさせていただいているところですが、この廃止については、先ほど御答弁でも出てまいりましたように、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化するものということでございまして、区としては、約500万円の税収が減少することになりますけれども、令和8年度は、緊急的な措置として、地方特例交付金で補填をされることになっております。もっとも、令和9年度以降についても、恒久的な財源確保ができるよう、国に対して働きかけをしていただければと思っております。

以上の意見を付しまして、自由民主党、議案第102号、賛成とさせていただきます。

○白石委員長 公明党。

○田中（香）委員 公明党、102号、賛成をさせていただきます。

今回の課税制度によりまして、先ほど確認をさせていただきましたが、区民にとっても、また分かりやすく、また納税者の皆様には、5月11日にまた通知されるということでありますけれども、そういった周知の取組もよくやっただけでいるということを確認させていただきました。

こういった事務の効率化を図る上で妥当な判断というふうに思っておりますので、この必要不可欠な手続であるというふうに納得した点から、公明党は、102号、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 AGORAは、この制度、よく一般的に言われるのは、こういう制度が廃止されても、またどこかほかのところで税金を取るんじゃないかということがよく言われますけれども、あまりそういうことよりも、むしろ、せつかくですから、環境、特に脱炭素社会をつくっていくということの目的と併せて周知を十分に区民の皆様に行っていただきたいということをお願いして、賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第102号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 着座で失礼いたします。議案第102号、賛成いたしますが、今回、年度末ぎりぎりの審議となって、新制度の周知期間が実質ゼロという中で、今回はたまたま減税措置でしたが、もしこれが負担増となる改正であった場合は、区民の納得を得ることが難しくなっていたのではないかなと思います。国に対しては、やはり適切な立法スケジュールを要望していただきたいということと、区においては、明日まさに人事異動が行われるというタイミングですが、窓口での問合せなどに対して、明日から万全な体制で対応をしていただけるようお願いをいたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民が主役、先ほども申し上げましたが、専決処分にせず、条例改正という形で議会に諮られたことは、文京区によさだと思っております。でも、条例改正という表舞台に出してきたからこそ、今回、国会でまだ成立していない法律を前提に条例を議決する形となってしまったのは、とっってももったいないなというふうに考えています。

結果として、先ほどの委員会のあれの中で、全会一致ということだったとして、結果としてはですよ、問題がなかったとしても、議会としての手続の在り方として、適切なのかとい

うのは疑問が残ります。

また、先ほどの御説明の正当性には、なかなか本来はなり得ないんじゃないかなというふうに考えています。

行政は手続が命ですので、今後は、こうした点についても丁寧な整理を求め、区民が主役としては、本議案を賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第102号でありますけれども、環境性能割の話に入る前に、自動車課税の中でも軽自動車への課税については、やはり中小の事業者さんが営業なんかでたくさん使うとか、比較的安価な自動車ということで、汎用品にしていると。今、物価高騰の中でなかなかそうじゃなくなっているというのはあると思いますけれども、そういう点でいくと、税金の体系全体を考えたときには、負担能力があるところに税金を納めてもらうというのが原則ですから、軽自動車税みたいなものは、負担を軽くしていく必要があるというふうに思うんですね、現行よりもね。

そういう点でいえば、今回、環境性能割を廃止するという点については、その方向性というのは、負担の問題だけで考えれば、是なのかなというふうにも思います。ただ、それはまた別のところでやるべき課題だというふうに考えます。

先ほど質疑の中で、明らかにしてきたように、環境性能割という税目は、政策目的があって、環境負荷の低い自動車を普及させると、こういう問題があり、一定、いろんな効果も出てきたところだったのかなというふうに思うわけなんです。ところが、その改正の、国が言う趣旨というのは、米国の関税措置の影響で、国内市場の活性化を必要とすると。もうちょっと分かりやすく言えば、アメリカに売れなくなった分の自動車を国内市場で売ると、そういう必要があるんだということで、環境性能割は廃止しようということなんです、国が言っているのはね。

そういう説明というのは、やっぱり一貫性がないと思うし、環境にも実際よくない影響が出てくるというのは、先ほど明らかにしたように、例えば二酸化炭素の排出量が100万トンから130万トン増えると。こういうことについては、やはりもう気候危機という言葉があるように、喫緊の課題になっているというのは、僕ら総務委員会で総合戦略の審議、報告があったときに、述べたような事柄であって、そのことから考えても、私たちの考える税制の在り方というのとは整合性が取れないというふうに評価をいたします。

さらに、専門家の、先ほどの京大の諸富先生のように、取得段階での環境性能割を課すこ

とは、税制としても優位性があるんだと、こういうふうに指摘があって、この視点で、これ国の税制調査会なんかも見ている文書ですからね。ところが、先ほどの米国関税の影響って出てくるわけですよ。

だから、やはりこういう税制については賛成できないということで、態度表明は反対であります。国にそういう見知を自治体からちゃんと言うべきだと思いますね。そのことは意見として申し述べておきたいというふうに思います。

○白石委員長 議案第102号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対1、原案可決すべきものと決定をいたします。

○白石委員長 それでは、本会議での委員会報告については、委員長に御一任を願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 本日の委員会記録についても、委員長に御一任願いたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、総務区民委員会を閉会いたします。

午後 2時42分 閉会